明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一四）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務三四一）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三四二）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三四三～三四七）　二

○国内輸送船用埠頭改善計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇五）　三

○万国郵便連合の関係諸文書のカナダによる批准等に関する件（同二〇六）　三

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業六）　四

○国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（厚生労働二九七）　六

○保安林の指定をする件（農林水産一五八〇～一五八九）　六

○肥料を登録した件（同一五九〇）　六

○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（国土交通七八〇～七八七）　八

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同七八八～七九二）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七九三、七九四）　八

○道路に関する件（九州地方整備局一〇二）　九

〔国会事項〕

内閣　財務省

〔人事異動〕

諸事項　一〇

〔公　告〕

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、北近畿豊岡自動車道建設事業に係る環境影響評価書関係　二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

会社その他　三〇

省令

○厚生労働省令第百十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六条第十一号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十一条第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「入管法別表第一の五の表の下欄二の規定に基づき」を「入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち」に、「又は診療所」を「若しくは診療所」に、「又は傷害について医療」を「若しくは傷害について医療」に、「を行うもの及び」を「又は」に、「又は傷害について継続」を「若しくは傷害について継続」に、「並びに」を「及び」に改め、「これらの」の下に「活動を行う」を加え、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（十八歳以上の者に限り、第一号に該当する者を除く。）